

広島県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町東八幡原字掛頭一の四、一の六、一の二一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅